

工事現場等における施工体制の点検要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が発注する請負工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、さいたま市が発注する請負工事において下請契約を締結するものに適用する。

(施工体制の点検者)

第3条 施工体制の点検(第11条から第13条まで)については、原則として監督員又は主任監督員(さいたま市請負工事監督規程による。以下「監督職員」という。)が行うものとする。

- 2 施工体制の点検は、原則として複数人で行うものとする。
- 3 施工体制の点検は、施工体制台帳等のチェックリストに基づき行うものとする。

(所属長への報告)

第4条 監督職員は、施工体制の点検を行った場合、その内容等を所属長に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、施工体制の点検により不備又は疑義がある旨を確認した場合、その内容等を工事点検結果報告書(様式1号)にて所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、監督職員に対し適切な指示を行い、施工体制の適正化を図らなければならない。
- 4 所属長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義がある旨の報告を受けた場合、必要に応じて自ら当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。
- 5 所属長は、前項の聞き取り調査を実施した場合、聞き取り調査結果報告書(様式2号)を作成し部長に報告しなければならない。

(受注者への是正要求)

第5条 監督職員は、第4条第3項における所属長の指示に基づき、受注者に対して次の各号の是正要求を行うものとする。

- 一 軽微な不備においては、工事現場連絡票又は工事記録により是正要求を行うものとする。
 - 二 重大若しくは悪質な不備においては、所属長名の書面により是正要求を行うものとする。また、工事現場連絡票又は工事記録による是正措置要求後10日間以内には是正措置がとられない場合においても、同様の是正要求を行うものとする。
- 2 監督職員は、受注者から前項による是正要求に対する報告を受けた場合、すみやかに

是正状況を確認し、その状況を所属長に報告しなければならない。

(工事中止・契約解除)

第6条 所属長は、第5条第1項第二号による是正要求後10日間以内に是正措置がとられない場合、若しくは第4条第4項による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、契約担当課長へその内容等を施工体制の不備・一括下請負の疑義工事報告書(様式3号)にて報告するとともに、関係課所と協議の上、さいたま市建設工事請負契約基準約款(以下「工事請負約款」という。)第20条第2項に基づき工事を中止させるものとする。

2 契約担当課長は、前項による報告を受けた場合、関係課所と必要に応じ協議の上、工事請負約款第46条に基づき契約を解除するものとする。

(疑義情報の通知)

第7条 所属長は、第6条第1項により契約担当課長へ報告を行った場合、一括下請負の疑義の内容等を、必要に応じ当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事へ通知しなければならない。

(工事成績への反映)

第8条 監督職員は、施工体制の点検を通じて受注者に不適切な点があった場合、その内容、改善状況に応じて工事成績に適切に反映するものとする。

(入札・契約手続における監理技術者等の確認)

第9条 入札前においては、一般競争入札、指名競争入札等による工事について、配置予定技術者の専任の確認、所属会社の確認、資格者証保持の確認(以下「専任等の確認」という。)を行うものとする。

2 入札後、契約前においては、前項のうち議会の議決に付すべき工事について配置予定技術者の専任等の確認を行うものとする。

3 契約後着工前においては、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)を配置する工事について監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。

4 前項の確認のほか、監理技術者等の専任等に変更が生じた場合は、再度確認を行うものとする。

(コリンズ登録の確認)

第10条 監督職員は、受注者が工事实績情報として作成する「登録のための確認のお願い」の内容を事前に確認するとともに、受注者から登録機関発行の「登録内容確認書」の提示を受けるものとする。

(施工体制台帳の点検)

第11条 施工体制台帳の点検については、工事着工前に受注者に施工体制台帳の写しを

提出させ、行うものとする。また、工事着工後施工体制に変更が生じた場合、その都度変更書類等を提出させ点検を行うものとする。

(工事現場における標識等の点検)

第12条 工事現場における標識等の点検については、工事施工中に行うものとし、工事着工当初及び施工体制に変更が生じる毎に行うものとする。

(工事現場における施工状況の点検)

第13条 工事現場での施工状況の点検については、工事施工中に適宜行うものとする。ただし、疑義等が生じた場合、必要に応じ点検頻度を増すものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に締結する契約から適用し、平成27年3月31日までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

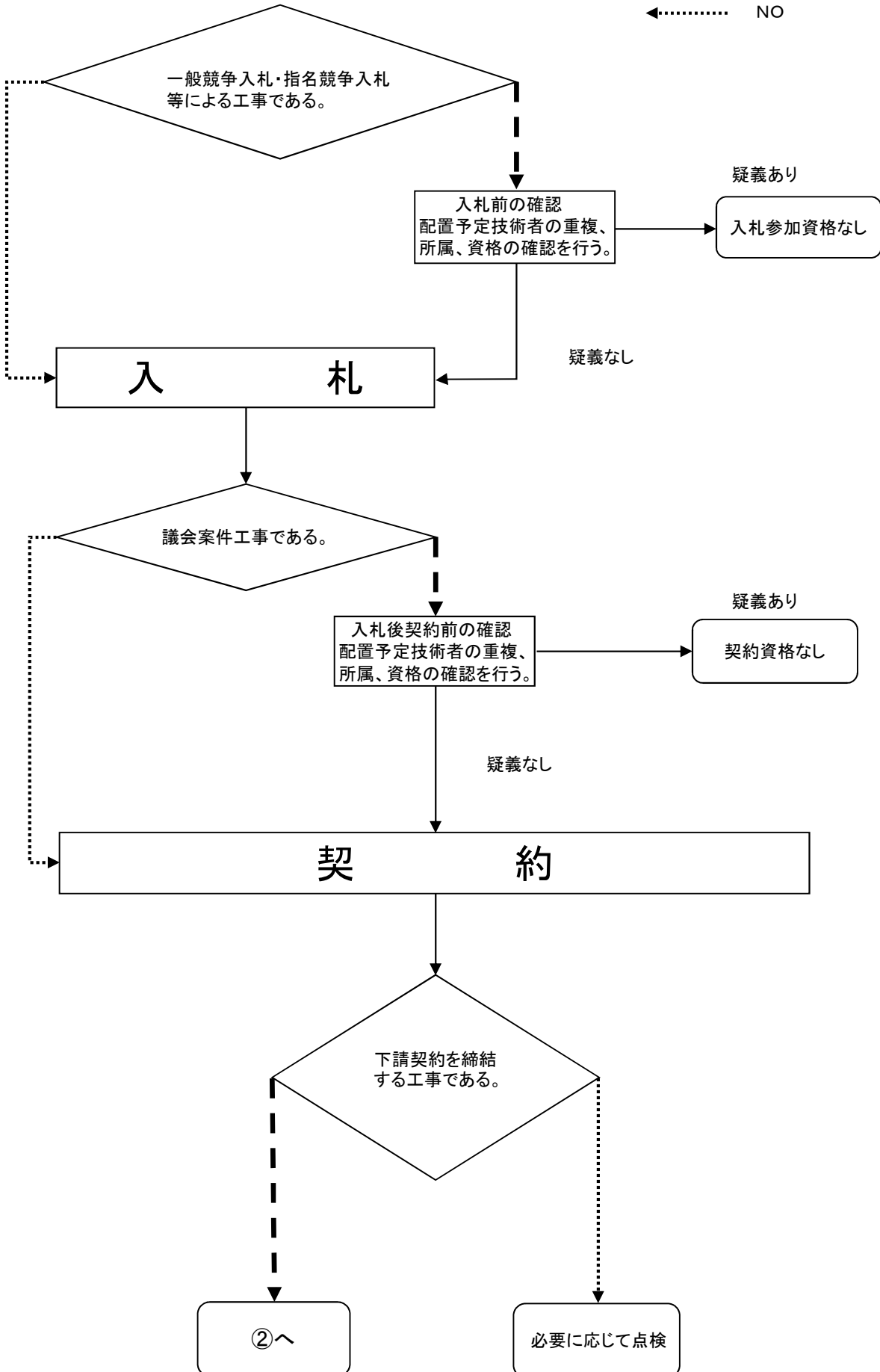
附 則

この要領は、令和5年1月1日以降に締結する契約から適用し、令和4年12月31日までに締結した契約については、なお従前の例による。

①工事の点検の流れ

START

← - - - YES
← NO



②下請契約を締結する工事

- ◎工事現場等における施工体制の点検要領により点検を行う。
- ◎施工体制台帳等のチェックリストにより点検を行う。
 - ・下請契約の合計請負金額に応じて監理技術者を工事現場へ配置する必要がある。
 - ・施工体制台帳を作成し、発注者に提出、また工事現場に備え置きしなければならない。
 - ・施工体系図を作成し、発注者に提出、また工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場に掲げなければならない。

◎契約後着工前の確認

- ・主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の重複、所属、資格の確認を行う。

不備あり

不備なし

是正要求を行うとともに工事成績に反映。是正されない場合、契約課等へ報告するとともに工事中止、契約解除等必要な措置をとる。③参照

不備あり

◎コリンズ登録の確認

- ・「登録のための確認のお願い」を事前に確認。
- ・「登録内容確認書」の提示を受ける。

不備なし

不備あり

◎施工体制台帳の点検 (チェックリスト利用)

- ・必要事項が記載されているか確認。
- ・必要書類が添付されているか確認。
- ・記載内容に矛盾、違反等がないか確認。

不備なし

工 事 着 手

◎工事現場における標識等の点検 (チェックリスト利用)

- ・設置義務のある標識等が備え付けられているか確認。

不備あり

是正要求を行うとともに工事成績に反映。是正されない場合、契約課等へ報告するとともに工事中止、契約解除等必要な措置をとる。③参照

不備あり

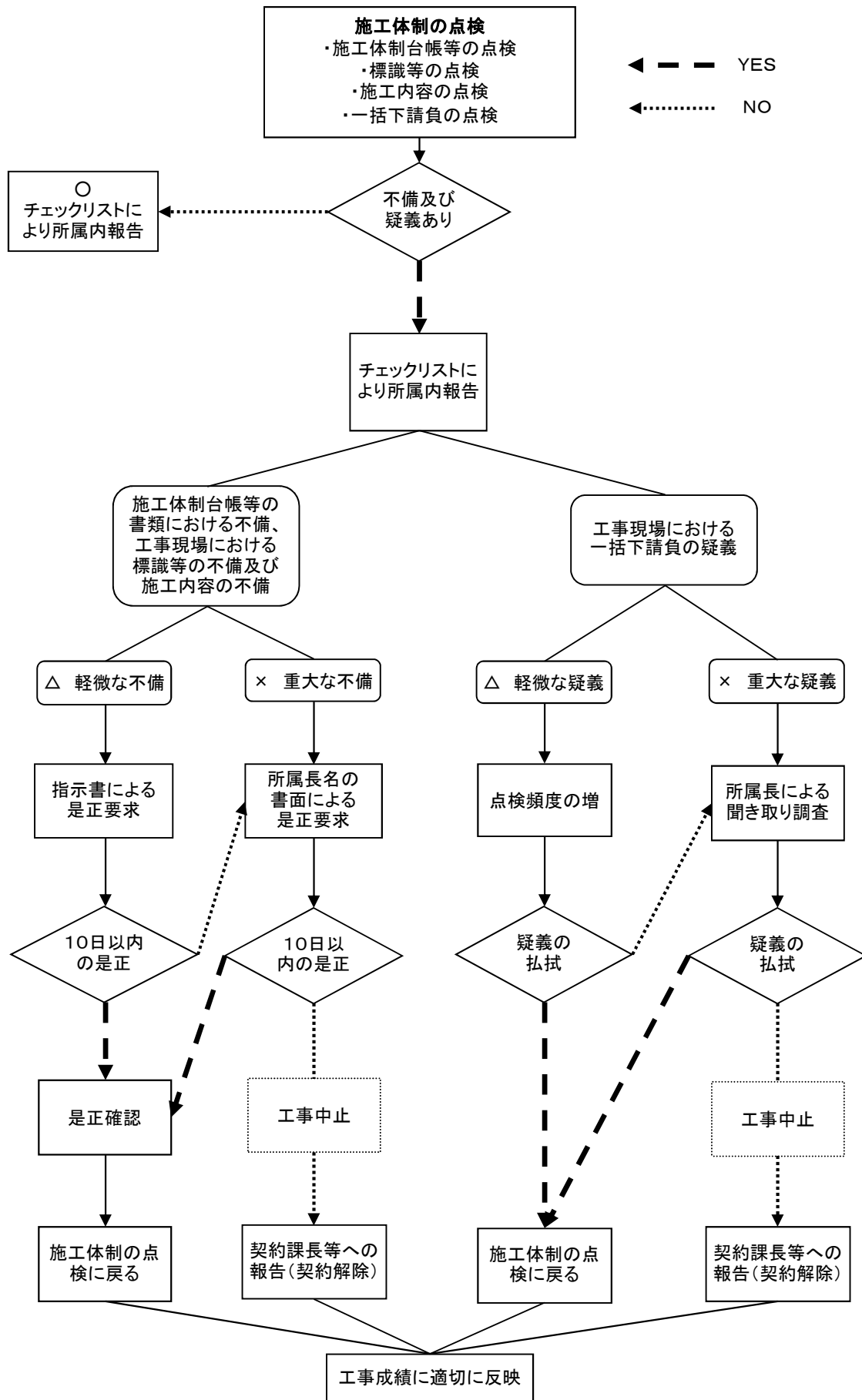
◎工事現場における施工状況の点検 (チェックリスト利用)

- ・一括下請負の疑義の確認及び施工内容の確認。

一括下請負の疑義あり

必要に応じ聞き取り調査を行う。一括下請負の事実を確認した場合、契約課等へ報告するとともに工事中止、契約解除等必要な措置をとる。③参照

③ 施工体制の点検事務の流れ



(施工体制点検要領第2条関係)

施工体制台帳等のチェックリスト

工 事 名	
工 事 箇 所	
工 期	
受 注 者	
所 管 課	

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）の続き

凡例	
○	問題なし
△	軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
×	重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
-	点検対象外事項または未点検項目

点検日を記入のうえ、チェックポイントについて凡例に従い記号を選択する。

チェックポイント	点検 時期	点検 頻度	点検日及び点検結果						備考
			着工前	施工中					
			/	/	/	/	/	/	
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。	施工 体制 台帳 提出 時	当初 ・ 変更時							
項目									
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況									
・ 全ての下請負人の請け負った工事の名称、内容及び工期									
・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日									
・ 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）									
・ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）									
・ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別									
・ 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格									
・ 1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地									
・ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格									
・ 下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況									

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）の続き

凡例	
○	問題なし
△	軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
×	重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
-	点検対象外事項または未点検項目

点検日を記入のうえ、チェックポイントについて凡例に従い記号を選択する。

チェックポイント	点検時期	点検頻度	点検日及び点検結果						備考
			着工前	施工中					
			/	/	/	/	/	/	
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）									
②全ての再下請通知書									(施行規則第14条の4)
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。									
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号									
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称									
③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況									
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について									請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期									
・請負契約を締結した年月日									
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）									
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）									
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別									
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格									
・再下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況									
③主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。）									
④主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）									(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
⑤主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くとときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。									
(3) 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）									契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4) 上請け、横請けの可能性の確認									下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか、同規模業者が下請にいないか確認。
(5) JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認									代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。									契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。

2. 現場での標識等の確認

凡例	
○	問題なし
△	軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
×	重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
-	点検対象外事項または未点検項目

点検日を記入のうえ、チェックポイントについて凡例に従い記号を選択する。

チェックポイント	点検時期	点検頻度	点検日及び点検結果						備考
			着工前	施工中					
			/	/	/	/	/	/	
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか（建設業法第24条の8第4項、入札契約適正化法第15条第1項）。	工事 施工中	工事着手時・変更時	/	/	/	/	/	/	公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など。
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか（建設業法施行規則第14条の3）。		工事着手時	/	/	/	/	/	/	掲示文の例は以下参照。
(3) 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認		工事着手時・変更時	/	/	/	/	/	/	公衆の見やすい場所に（建設業法第40条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第25条）が記載された標識かどうか確認。
(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認		工事着手時	/	/	/	/	/	/	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めらるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第90条）を提出させる。
(5) 労災保険に関する掲示の確認		工事着手時	/	/	/	/	/	/	労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第49条）

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ
 今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。
 この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、
 ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
 ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。
 作成建設業者の商号 ○○建設(株)
 再下請負通知書の提出場所 工事現場内
 建設ステーション/△△営業所

3. 現場での施工体制台帳等の確認

凡例	
○	問題なし
△	軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
×	重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
-	点検対象外事項または未点検項目

点検日を記入のうえ、チェックポイントについて凡例に従い記号を選択する。

チェックポイント	点検時期	点検頻度	点検日及び点検結果						備考
			着工前	施工中					
			/	/	/	/	/	/	
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか（建設業法第24条の8）。	工事 施工中	1回/月 程度	/						公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者（監督員）への提出が義務づけられている（入札契約適正化法第15条第2項）。
(2) 発注者（監督員）に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認 ・ 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2第1項）。 ・ 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）。			/						不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認。 追加、変更についても、その内容を確認。
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・ 事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認。 ・ 直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認。			/						・ 実際の直営施工箇所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・ はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取って確認。 ・ 実際の直営施工箇所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。			/						契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。			/						契約書により当該施工範囲を確認。 → 疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

凡例	
○	問題なし
△	軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
×	重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
-	点検対象外事項または未点検項目

点検日を記入のうえ、チェックポイントについて凡例に従い記号を選択する。

チェックポイント	点検時期	点検頻度	点検日及び点検結果						備考
			着工前	施工中					
			/	/	/	/	/	/	
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐に関し、以下の事項について確認（その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。）			/	/	/	/	/	/	公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任（特例監理技術者を除く。）かつ監理技術者資格者証を有していなければならない（建設業法第26条第3項、第4項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない（建設業法第26条第5項）。
① 当該主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を除く。）又は監理技術者補佐の現場専任制の確認	工事 施工中	1回/月程度	/						日報等で専任制を確認。
② 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と同一人物であることの確認		工事着工時・変更時	/						(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
③ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		1回/月程度	/						建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実にやっているかどうか口頭試問等により確認。実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認			/						

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

凡例	
○	問題なし
△	軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
×	重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
-	点検対象外事項または未点検項目

点検日を記入のうえ、チェックポイントについて凡例に従い記号を選択する。

チェックポイント	点検時期	点検頻度	点検日及び点検結果						備考
			着工前	施工中					
			/	/	/	/	/	/	
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認	工事 施工中	1回/月 程度	/	/	/	/	/	/	ヘルメット等の外観、口頭試問等により確認。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認			/	/	/	/	/	/	下請業者に聞き取りを行う（平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。）
(3) 主任技術者の現場専任制の確認			/	/	/	/	/	/	建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず（建設業法第26条）、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		/	/	/	/	/	/	施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。	
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		/	/	/	/	/	/		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		工事 着工時 ・ 変更時	/	/	/	/	/	/	（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	1回/月 程度	/	/	/	/	/	/	主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照。	

(別紙1) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

凡例	
○	問題なし
△	軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
×	重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
－	点検対象外事項または未点検項目

点検日を記入のうえ、チェックポイントについて凡例に従い記号を選択する。

チェックポイント	点検時期	点検頻度	点検日及び点検結果						備考
			着工前		施工中				
			/	/	/	/	/	/	
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>監理技術者補佐：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>								<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。</p>	
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>監理技術者補佐：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p> <p>主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>	<p>施工 体制 台帳 提出 時 ・ 工事 施工中</p>	<p>当初 ・ 工事 着工時 ・ 変更時</p>						<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>・所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。</p> <p>ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織再編に伴う所属建設業者の変更（注2）があつた場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。また、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。</p>	

